

規制基準（振動）（平成 27 年静岡市告示第 527 号別表から作成）

	昼 間 午前 8 時から 午後 8 時まで	夜 間 午後 8 時から 翌日の 午前 8 時まで	ただし、学校、保育園、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の施設の敷地の周囲おおむね 50 m の区域内では、左表に定める値から 5 デシベルを減じた値とする。
第 1 種区域の 1	60 デシベル	55 デシベル	
第 1 種区域の 2	65 デシベル	55 デシベル	
第 2 種区域の 1	70 デシベル	60 デシベル	
第 2 種区域の 2	70 デシベル	65 デシベル	

区 域			
第 1 種区域の 1	第 1 種区域の 2	第 2 種区域の 1	第 2 種区域の 2
<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 種低層住居専用地域 ・第 2 種低層住居専用地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 種中高層住居専用地域 ・第 2 種中高層住居専用地域 ・第 1 種住居地域 ・第 2 種住居地域 ・準住居地域 ・都市計画区域外の地域^{※1} ・一部^{※2}の準工業地域 <small>（右記第 3 種区域を除く）</small> ・市街地化調整区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣商業地域 ・商業地域 <small>（左記第 2 種区域を除く）</small> ・準工業地域 ・一部^{※3}の市街地化調整区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・工業地域 ・工業専用地域^{※1}

備考 この表において、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び市街地化調整区域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の規定により定められたそれぞれの地域及び区域を指す。

※1 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく指定地域

※2 旧蒲原町の準工業地域の一部。詳細については、告示の別図 2 を確認してください。

※3 葵区富厚里周辺の市街地化調整区域。詳細については、告示の別図 1 を確認してください。